

## 信州須坂ふるさと応援寄附金 お礼の品提供にかかる覚書

### (目的)

#### 第1条

この覚書は、須坂市（以下、「甲」とする。）と、甲が指定する「信州須坂ふるさと応援寄附金 商品（お礼品）提供事業者登録シート」（様式1）を甲に提出した事業者（以下、「乙」とする。）の間で締結される、甲が取り扱う信州須坂ふるさと応援寄附金にかかる寄附のお礼品の提供にかかる基本的条件を定めるものとする。

### (引渡)

#### 第2条

お礼品の乙から甲への引渡は、各お礼品の集荷日において甲が指定する配送業者に直接引き渡すことにより行われるものとする。

### (お礼品の登録)

#### 第3条

1. お礼品の登録及び登録済のお礼品にかかる内容変更は甲が指定する信州須坂ふるさと応援寄附金商品（お礼品）登録シート（様式2）を提出することにより行うものとする。なお、甲が従前に返礼品調達にかかる業務委託契約を行った相手方に対して提供が済んでいるお礼品情報については従前のお取り扱いとする。
2. 提供するお礼品は国の関連通知（地場産品の基準等）に適合するものとする。様式2に記載された内容に基づき甲が適当でないと認めた場合は登録ができないものとする。
3. 旅行商品、酒類、米類その他販売するために許可等が必要となる商品をお礼品として登録する場合、乙の費用と責任において許可等を取得するものとする。
4. お礼品の代金については寄附者が甲に対して行う寄附金の額の3割以内の額とし、別で定めるものとする。

### (個人情報の取扱い)

#### 第4条

1. 乙は本覚書の履行に関連して取得した個人情報を第三者に開示、漏えいしてはならないものとする。また、乙は個人情報を本覚書の履行のために必要な範囲を超えて利用してはならないものとする。
2. 乙はお礼品発送のため交付を受けた配送伝票及び配送伝票控えを、支払完了後速やかに、記載された寄附者の個人情報が漏えいしないよう適切な方法で廃棄するものとする。

### (解除)

#### 第5条

甲及び乙は、相手方が次の各号いずれかに該当したときは、何らの通知または催告を要さ

ずに直ちに本覚書の内容の全部を解除できるものとする。この場合、解除することができる側の当事者は、解除事由の発生及び解除により被った損害につき、相手方に対し損害賠償請求をすることができるものとするが、解除事由に該当した当事者は、かかる事由の発生及び解除により生じた損害につき、相手方に対し損害賠償請求はできないものとする。

①本覚書に基づく義務に違反し、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に是正しないとき

②乙による本契約の遂行が困難であると甲が合理的に判断したとき

(お礼品の発送)

## 第6条

1. 乙はお礼品に関して責任と良識を持ち寄附者へのお礼品として提供金額に見合った品質・品位の保てるものを提供するものとする。

2. お礼品の梱包については、緩衝材等を使用し左右上部のすき間をなくし、外からの衝撃により内容物が傷まないようにすること。

(例：別紙ブドウの梱包方法、ブドウ梱包例参照)

3. 甲が印刷物等の同梱を乙に依頼した場合は、乙はそれに従うものとする。

4. 乙が自社で作成した商品カタログ、イベント案内、自社ウェブサイトやショップ案内等もお礼品に同梱できることとする。

5. 乙が登録したお礼品を初めて出荷する際には、甲がその梱包状態や同封物等の荷姿が確認できるよう、全体が分かる写真等を甲に提供すること。翌年度以降、同一のお礼品を送付する場合はこの限りではない。

(お礼品の代金及び送料の支払い)

## 第7条

1. お礼品代金及び送料については、配送完了日を基準とし月末締め翌月末日払いとし、毎月の実績分について、須崎市ふるさと納税お問い合わせセンターから当月の実績明細書と請求書様式を送付するものとする。

2. 送料については、甲の負担によるものとし別途乙に対する送料の支払いは行わないものとする。

3. 乙は実績明細書の内容と配送伝票控え等の送付証明を照合し、甲に対して請求書を送付するものとする。

4. 乙から請求を受けた甲は乙があらかじめ指定した銀行等口座に代金を振込むものとする。

(お礼品の瑕疵に関するクレーム等)

## 第8条

1. お礼品の瑕疵に関するクレームについては須崎市ふるさと納税お問い合わせセンター

にて対応する。

2. 寄付者から直接乙に対しクレームがあった場合、直接対応せず速やかに甲に対し連絡を行うものとする。

3. 瑕疵の内容について、お礼品の品質や梱包方法等に問題があると認められる場合、乙は再送対応等について甲と誠実に協議するものとする。ただし、当該瑕疵が配送業者の責に帰すべき事由に起因する場合はこの限りではない。

(協議)

#### 第9条

本覚書契約に定めのない事項、疑義の生じた事項については、両当事者別途協議のうえ、これを決定する。

年 月 日

甲：長野県須坂市大字須坂 1528 番地 1

須坂市

須坂市長 三木 正夫

乙：(住所)

(名称)

(代表者)